

研究ノート

2016年度 小学6年生を対象にした 『『法教育』授業』企画の報告

足立 清人

2016年度『『法教育』授業』企画チーム

目次

1. はじめに(解題)
2. 大谷地東小学校での『『法教育』授業』開催までの経緯
3. 大谷地東小学校での『『法教育』授業』の教材と成果の紹介

1. はじめに(解題)

本稿は、2016年度、足立の4年ゼミナール(以下、ゼミと略する)に所属した学生が、北星学園大学近郊の大谷地東小学校の6年生を対象に取り組んだ『『法教育』授業』の教材と成果を紹介するものである。

2017年2月15日(水)3,4限(10時15分～12時30分)、4年ゼミに所属する学生16名が、大谷地東小学校で、6年生の2クラス(合計74名)を対象に、「私的自治の原則と契約自由の原則について」をテーマに法教育授業を行った。6年1組は、南衿花さんをリーダーとして、白井里美さん(サブリーダー)、猪早愛利君、鎌田悠麻さん、紀井秀斗君、杉澤未来さん、斗澤汐里さん、中村さくらさん、古川美樹さんの9名が、6年2組は、長澤優美さんをリーダーとして、近藤沙耶さん(サブリーダー)、井上大輔君、後藤あいさん、小林颯

奈さん、吉田桃花さん、吉田巨君の7名が「法教育」授業を担当した。

まず、足立が、小学生を対象にした「法教育」に取り組もうと考えたきっかけについて記させていただく。

2015年9月6日(日)「法と教育学会・第6回学術大会」で、司会・大村敦志先生、発表者・西原博史先生、仲道祐樹先生、松井朋子様による自由研究発表「公民館に『サル山共和国』を創り出す—大学教員が行う小学生のための『法律ゼミ』—」を拝聴した。その発表で、(不勉強にも、)西原博史『ウサギのヤスヒコ、憲法と出会う』(太郎次郎社エディタス、2014年)、仲道祐樹『おさるのトーマス、刑法を知る』(太郎次郎社エディタス、2014年)、大村敦志『リサとなかまたち、民法に挑む』(太郎次郎社エディタス、2015年)の存在を知った。これらの発表と書籍を契機に、小学生に対しての法教育、特に私法教育に関心をもち、

キーワード：法教育、私法教育、アクティブ・ラーニング、ゼミナール、大学教育

(再び不勉強にも,) 法務省・法教育推進協議会による法教育の指針や実践を知って, 小学生に対しての法(私法)教育の必要性を確認した。特に, 法務省・法教育推進協議会「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」¹⁾(平成21年5月15日)2頁の「私法は, 市場経済の基本法であるとともに日常生活の規範であり, 市民社会の基盤である。社会生活において最も身近な法は, 民法を中心とする私法にほかならない。私人と私人との間の水平関係において, 取引, 組織, 家族等の社会の基本的なルールを定める私法は, 憲法と並ぶ重要性を有する。また, 自ら課題を見つけ, 主体的に判断し, 行動し, よりよく問題を解決する資質や能力などの『生きる力』をはぐくむという教育的な観点から見ても, 個人に関することは個人が自由意思によって決定したことを尊重し, それをもとに社会をつくるといういわゆる私的自治の原則をはじめとして, 私法の考え方を身に付けることは極めて重要である。私法は個人の欲得の問題として軽視される傾向があるが, 法領域の重要性の観点からも, 教育の必要性の観点からも, 私法についての学習を抜本的に充実させる必要がある」という指摘に共感して, 本「法教育」企画を立ち上げることを思い立った。

ところで, 上記・法教育推進協議会の指摘の後半部分の「自ら課題を見つけ, 主体的に判断し, 行動し, よりよく問題を解決する資質や能力などの『生きる力』をはぐくむという教育的な観点から見ても, 個人に関することは個人が自由意思によって決定したことを尊重し, それをもとに社会をつくるといういわゆる私的自治の原則をはじめとして, 私法の考え方を身に付けること」は, 小学生に限らず, 大学生(もちろん, 我われ社会人(大人))にも必要とされることであり, 大学での学生教育・指導の実践や, 普段の講義やゼミ(での学生との交流)でも切実に感じていたところであった。

足立が所属する経済法学科では, 2013年度から, 大学1年生が大学での専門的な学習に円滑に入っていくための学習の手ほどきをする「基礎力養成塾」が開講されている。基礎力養成塾の開始年度から, 本学教授 長屋幸世先生(民事訴訟法)と共同で, 不動産(建物(マンションの一室, 建売住宅など))の売買交渉を学生に模擬体験させること一売主役・買主役をロールプレイングさせることを通じて, 学生に私法の基本原則や考え方(取引交渉を通じて合意に至る過程で, 私的自治の原則, 契約自由の原則や, 契約の拘束力・責任など)を実体験させる, 民事法初学者に向けての実践的な私法教育を展開してきた²⁾。この取組みの趣旨も, 一面では, 上記・法教育推進協議会の指摘に通ずるものである。

また, 大学は, 学生が社会に出ていく前の最後の教育機関である。ほとんどの学生が, 大学卒業後, 取引社会に入っていく(放り出される)。そこで, 学生に必要とされるのは, 同様に, 法教育推進協議会の言う「自ら課題を見つけ, 主体的に判断し, 行動し, よりよく問題を解決する資質や能力などの『生きる力』」, そして, 「個人に関することは個人が自由意思によって決定したことを尊重し, それをもとに社会をつくるといういわゆる私的自治」ではないだろうか。

さらに, 法学部・法学科の学生は, 確かに, 学部教育で, 専門科目を履修・修得して, 「制度」, 「法的構成」や「リーガル・マインド」を学ぶことができる。その修得した「制度」や「法的構成」を実践的に運用して, 答えのない問題に対応していくためにも, 法教育推進協議会の言う「自ら課題を見つけ, 主体的に判断し, 行動し, よりよく問題を解決する資質や能力」を身につけておくことは必須であろう。

そこで, 小学生に対しての「法(私法)教育」と同時に, 大学生にも, 私法の諸原則・諸理念, 諸価値を内面化させることを目的に, 大学生

による『法（私法）教育』授業』企画を実践することにした³⁾。そのためにも、授業のテーマを、敢えて大きく構えて、「私的自治の原則」とした⁴⁾。学生たちは、小学生に「私的自治の原則」を教えていく（アウトプットする）ためには、「私的自治の原則」とは何かを調べ、考えなければならない。その過程で、学生たちが、「私的自治の原則」を含めた、私法の諸原則・諸理念・諸価値を内面化（インプット）できると考えたからである（大学生にとっても、アクティブ・ラーニングとなる）。一石二鳥を狙ったつもりである。この点に、他の「法教育」の取組みと異なる、本企画の特性・メリットがあると考えている。

本学・文学部心理応用コミュニケーション学科が、本学近郊の札幌市立大谷地東小学校とコラボレーションした企画を行っていたことから、心理応用コミュニケーション学科所属の濱保久教授（2015年・2016年度 本学・副学長）に、大谷地東小学校との仲介を依頼して、大谷地東小学校の校長先生と教頭先生を紹介していただき、その趣旨を説明して、ご快諾いただいた⁵⁾。こうして、2016年度、大谷地東小学校で6年生を対象に「法教育」授業を実践できることになった。

繰り返しになるが、本稿は、あくまで、2016年度4年ゼミの学生が、大谷地東小学校6年生を対象に行った「法教育」授業の教材と成果を示すものであって、その内容を客観的に評価、検証するものではない。学生たちが作成した教材は、学生たちなりに考え抜いた、価値のあるものであり、その学生たちの取組みを公表することも、小学生に対しての「法（私法）教育」の実践に何らかの寄与をすることができるだろうし、このような取組み、そしてその成果を示すことを通じて、「法教育」授業の実践が、大学生の「法（私法）教育」にも資することができると思ったからである。また、学生たちが頑張って作成した教材を成果として提示することは、ゼミ担当教

員として、学生たちに対してのobligationであるとも考えたからである⁶⁾。公表が大幅に遅れたその原因は、ひとえに足立の怠慢である（この点、2016年度4年ゼミの学生には謝らなければならない）。

本稿では、2.で、大谷地東小学校での「法教育」授業開催までの経緯を簡単に紹介し、3.で学生たちの「法教育」授業の教材と成果を参考資料として示す。

本『法教育』授業』企画の内容と成果については、改めて評価・検証しなければならない。少しだけ問題提起をさせていただくと、「約束を守らなければならない」という学生たちの結論が、「私的自治の原則」とどう関わるのか（2016年度末に開催された本企画の報告会でも、ある法律教員から質問が出たところである）、「法教育」授業によって、小学生たちにその内容を理解してもらえたのかどうか（それを知るためには、そして、「法（私法）教育」をより効果的に行っていくためには、小学校との継続的な連携も必要となってくるだろう）、そして、本「法（私法）教育」のテーマとした、「私的自治の原則」（「契約自由の原則」）の内容・質を問うていくことなどである。

2. 大谷地東小学校での『法教育』授業』開催までの経緯

大谷地東小学校への『法教育』授業』開催の依頼では、当初、①契約を素材に、「私的自治の原則」を教えることか、②家族法に関わる事柄について教えることのいずれかを行いたいと提案した。②の提案について、足立は、家族法の諸制度や諸原則は、小学生にとっても身近に感じられるのではないかと考えたからである。しかし、②の提案について、小学校側から、様ざまなバックボーンを抱えている生徒もいることから、デリケートな問題であり、家族法をテーマとして授業を開催

することは難しいとの情報提供を受けた。この点、足立自身、配慮が足りないところであった。そうして、①のテーマで法教育授業を開催していくことになった。夏休み前、後期に数回、小学校の先生方との打ち合わせ日を設定し、「法教育」授業の開催時期については、小学校のカリキュラムの関係上、2017年の1月か2月となった。大谷地東小学校は、本学心理応用コミュニケーション学科と交流があり、大学生が小学生と関わる機会・経験があったことから、好意的かつ円滑に企画を進めることができた。

2015年度末のゼミの時点で、「『法教育』授業」の開催をすでに告知はしていたのだが、2016年度4年ゼミの開始と同時に、大谷地東小学校で、「『法教育』授業」を行うことを宣言して、「私的自治の原則」(、「契約自由の原則」)をテーマに「『法教育』授業」の教材を作成することを指示した。

大学4年前期は、就職活動と同時並行になるので、もっぱらゼミ時間を利用して、文献・論文資料を用いて、「私的自治の原則」(、「契約自由の原則」)とは何かを調べ、学習していった。大谷地東小学校は、6年生が二クラスあったので、2016年度4年ゼミの18名の学生が二班に分かれて、それぞれの班で、リーダー、サブリーダーを決定して、作業を進めていくことになった。

2016年度から、本学のラーニング・コモンズ⁷⁾主催で、「『学び』のための学生プロジェクト助成制度」が開始された。本企画も助成制度に応募をして、審査の結果、採択を受け、大学の承認・助成を受けて、企画を実施することになった。学生の社会勉強のために、助成制度への応募をアドバイスしたが、幸運にも採択を受けたことにより、学生たちは責任をもって企画に取り組み始めた。

就職活動が一段落した6月下旬頃に、授業案の骨子が完成した。完成とともに、授業案を小学校に持参して、6年生の担任の先生方

からアドバイスを受けた。「法教育」授業の開催まで、小学校の先生方との打ち合わせを3回行わせていただき、学生たちは、授業案や授業の方法について、小学校の先生方から有益なアドバイスを受けることができた。

夏休み以降は、授業案のブラッシュ・アップと、リハーサルが繰り返された。ラーニング・コモンズの助成制度の採択を受けたことから、学内の諸機関との連携が指示されたことから、学内の教職実習準備室との連携が図られた。教職実習準備室の教員、職員、教職履修中の学生に授業案を見ていただき、授業案の内容や授業の仕方についてアドバイスをいただいた。小学校での法教育授業のための予行演習として、4年ゼミの学生の出身高校(本学系列高校)で模擬授業を行わせてもらう交渉もしたが、高校のカリキュラムの関係上、突然の申し出は受け入れてもらうことができず、高校生に対して、法律、私法、私的自治の原則に関してのアンケートを取らせてもらうことで代替された。

また、札幌弁護士会の法教育委員会との連携も図られ、札幌弁護士会 法教育委員会からも、授業案に対しての具体的なアドバイスをいただいた⁸⁾。

こうして、2017年2月15日(水)、大谷地東小学校での「『法教育』授業」を迎えた⁹⁾。

なお、ラーニング・コモンズの助成を受けて企画を開催したことから、2017年3月8日(水)の報告会で、本企画の成果を発表した。

3. 大谷地東小学校での「『法教育』授業」の教材と成果の紹介

学生たちは、約10ヶ月の準備を経て、①授業案、②授業原稿、③生徒たちの関心を惹き、授業中のグループ・ワークの導入となる動画、④授業中、生徒たちに取り組んでもらうワークシート、⑤授業やグループワークの補助教材となるパワーポイント・スライド、

⑥アンケート（1，2組共通）を作成して授業にのぞんだ。以上の教材のうち、本稿では、以下に、各クラス（各班）ごとに、①授業案、④ワークシートを提示する。③の動画を紙面に反映することができないのは、もちろんのこと、②の授業原稿、⑤のパワーポイント・スライド（アニメーション付き）、⑥のアンケートも、紙幅の関係上、掲載を断念した。①～⑥までの教材の公開・提供について、本「『法教育』授業」に取り組んだ学生（卒業生）の許可をとってある。本取組みに関心のある方は、足立（adachi@hokusei.ac.jp）まで、ご連絡をいただきたい。本「『法教育』授業」の教材をすべて提供する。

なお、本「『法教育』授業」の教材の内容については、ゼミ担当教員である足立が責任を負うものである。

（了）

義は分かるが、その具体的な内容、その背後にある理念、価値が何かと問われたら、それに十分に対応できる自信はない。学生の取組みを通じて・学生と併走することで、その理念、価値を考えてみようと思ったことも、「私的自治の原則」を「法授業」のテーマとした理由の一つである。

⁵⁾ 大谷地東小学校では、2017年度も「法教育」授業を行わせていただいた。2018年度以降も、引き続き開催させていただく予定である。なお、2017年度は、大谷地東小学校のほかにも、札幌市立平和通小学校と札幌市立菊水小学校でも、「法教育」授業を行わせていただいた。それぞれの小学校で、外部との連携の経験や、生徒の雰囲気、校風があることを学んだ。

⁶⁾ 2017年度4年ゼミの学生による「法教育」授業の教材と成果も別稿で紹介する。

⁷⁾ 北星学園大学HP「ラーニング・コモンズ」（http://www.hokusei.ac.jp/activity/learning_commons/）（2018年5月7日現在）。

⁸⁾ ゼミ出身のOBが、札幌弁護士会 法教育委員会に所属していたことから、連携が円滑に図られた。札幌弁護士会 法教育委員会のはからいで、2017年3月4日、北海道弁護士連合会 法教育連絡協議会で、2016年度の「『法教育』授業」の成果を、学生とともに報告させていただいた。

⁹⁾ 札幌弁護士会 法教育委員会 所属の弁護士の先生も見学に来てくれた。

¹⁾ 法務省HP「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて（平成21年5月15日法教育推進協議会）」（<http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf>）（2018年5月7日現在）。

²⁾ 本学・長屋幸世教授との共同研究・実践については、長屋幸世・足立清人「初学者を対象とした民事法教育」北星論集55巻2号15頁以下を参照。

³⁾ 「『法教育』授業」企画を4年ゼミの学生に振ったのも、学生たちが、まさに社会に出ていく直前の時期にあったからである。しかし、企画に取り組んだ学生たちが、「私的自治の原則」を含む、私法の諸理念、諸価値を内面化して、卒業できたかは分からない。

4年ゼミの学生に本企画を振ったもう一つの理由は、大学4年次が、就職活動と、一般企業にせよ、公務員にせよ、就職先が決まった後は、自由な時間を謳歌する期間と考えられていることに対する疑問もあった。就職活動と同時並行で、そして、就職先決定後は、自由な時間を満喫したいと考えているなかで、本企画に携わってくれた学生たちには感謝している。

⁴⁾ もっとも、足立自身、「私的自治の原則」の定

[6年1組 (南班)] ① 授業案

<p>★ 1 回目授業案★</p> <p>年 齢 小 学 校 6 年 生</p> <p>時 間 45 分 (41 分)</p> <p>目 的 法 律 を 学 ぶ こと で、約 束 を 守 る 重 要 性 を 感 じ、普 段 の 生 活 の 中 で 責 任 を 持 っ て 行 動 で き る よう に な っ て 欲 し い。</p> <p>必 要 な も の パ ー ト ボ イ ン ト、指 し 標、ス ト ッ プ ウ ォ ッ ズ、ワ ー ク シ ー ト</p>	<p>③ 発 表 (車 庫 使 用)</p> <p>選 んだ 動 物、選 ん だ 理 由、契 約 内 容 の 内 容 を 3～4 班 に 発 表 し て も ら う。</p>
<p>導入</p> <p>使 う も の : PPT</p> <p>時 間 3 分</p> <p>3 分</p> <p>① 挨拶</p> <p>② 授 業 説 明</p> <p>③ 授 業 説 明</p> <p>④ 児 童 を 引 き 付 け る た め、法 律 に つ い て O.K. イ ズ。(3 問)</p> <p>私 人 間 が 強 制 し て い る 民 法 (契 約) を 児 童 に も 知 っ て も ら う た め 桃 太 郎 を 用 い て 授 業 展 開 し て い く。</p>	<p>整理</p> <p>使 う も の : PPT</p> <p>時 間 5 分</p> <p>① グ ル ー プ ワ ー ク の 振 り 返 り を 行 い、契 約 と は 何 か を 教 え る。</p> <p>・ グ ル ー プ ワ ー ク で 動 物 を 選 ん だ の は 契 約 だ と い う こ と を 伝 え る。</p> <p>・ 日 常 に 使 わ れ て い る 飼 料 や 交 運 と の 約 束 や コ ン ビ ニ で お 金 を 払 っ て も の を 買 う こ と な ど 色 々 あ る。し か し、契 約 と は 法 律 が 互 い の 約 束 の 内 容 を 保 護 す る 「特 別 な 約 束」 が 契 約 で あ る。契 約 は 当 事 者 の 合 意 に 基 づ い て 成 立 す る こ と に つ い て コ ン ビ ニ で の 例 を 使 い 説 明 す る。</p>
<p>展開</p> <p>使 う も の : 様 造 紙、ワ ー ク シ ー ト</p> <p>時 間 5 分</p> <p>15 分</p> <p>10 分</p> <p>① ス ト ー リ ー 紹 介</p> <p>② グ ル ー プ ワ ー ク</p> <p>目 的 : 契 約 を 結 ぶ と き の 当 事 者 の 観 点 で 考 え て み る。</p> <p>内 容 : 桃 太 郎 の 立 場 に 立 ち、き ひ だ ん ご 10 個 を 使 っ て 様 々 な 条 件 を 考 え し 鬼 退 治 に 運 ば れ て い く 動 物 を 選 択 す る。児 童 に は、1 匹 の 動 物 を 選 び、各 動 物 の き ひ だ ん ご の 個 数 を 決 め、班 に い る 学 生 に 交 渉 す る。ま た、契 約 内 容 を、契 約 書 に 書 い て も ら う。(生 徒 に 作 成 さ せ る)</p> <p>配 布 物 : 動 物 一 覧 表、ワ ー ク シ ー ト、契 約 書 を 各 班 に 1 部 配 布</p>	<p>① ス ト ー リ ー 紹 介</p> <p>昔 々、桃 太 郎 は 鬼 退 治 に 行 く た め イ ス と サ ル と 鬼 退 治 に 行 く 契 約 を し、契 約 書 を 作 成 し た。そ こ で 桃 太 郎 は 3 匹、お と も が ほ し か っ た の で イ ス ・ サ ル の ほ か に も 一 匹 お と も を き が ず こ う に し ま し た。桃 太 郎 は お ば あ さ ん が 作 っ た き ひ だ ん ご を 10 個 持 っ て い ま す。鬼 退 治 に 行 く た め の 動 物 を 探 す た め に 求 人 の チ ラ シ を 村 中 に 貼 り ま し た。こ の 求 人 を 見 た 6 種 類 の 動 物 が チ ラ シ を 見 て 応 答 し て き ま し た。桃 太 郎 は き ひ だ ん ご 10 個 を 使 っ て、鬼 退 治 に 運 ば れ て 行 く 動 物 を 選 ぶ こ と に し た。</p> <p>② グ ル ー プ ワ ー ク</p> <p>目 的 : 契 約 を 結 ぶ と き の 当 事 者 の 観 点 で 考 え て み る。</p> <p>内 容 : 桃 太 郎 の 立 場 に 立 ち、き ひ だ ん ご 10 個 を 使 っ て 様 々 な 条 件 を 考 え し 鬼 退 治 に 運 ば れ て い く 動 物 を 選 択 す る。児 童 に は、1 匹 の 動 物 を 選 び、各 動 物 の き ひ だ ん ご の 個 数 を 決 め、班 に い る 学 生 に 交 渉 す る。ま た、契 約 内 容 を、契 約 書 に 書 い て も ら う。(生 徒 に 作 成 さ せ る)</p> <p>配 布 物 : 動 物 一 覧 表、ワ ー ク シ ー ト、契 約 書 を 各 班 に 1 部 配 布</p>

★ 2 回目授業案 ★		南班
年齢	小学校 6 年生	
時間	45 分 (43 分)	
目的	法律を学ぶことで社会における約束ごとを知ってもらおう。相手の立場を考え、約束を当然のように守る重要性を感じて欲しい。	
必要なもの	パワーポイント、指し棒、ストップウォッチ、ワークシート	

使うもの: PPT	
時間	4 分
まごめ	① 1, 2 時間目の授業を総まとめすると、私たちが「自由」に契約を結ぶのは私的自治の原則・契約自由の原則があるからである。反面、自由に契約を結んだので契約を守らなければいけないという責任が生じている。
	② あいさつ
	③ アンケート
	1 分
	5 分

導入	
使うもの: PPT と キーワード記入済みの黒板紙用紙 (様造紙)	
時間	6 分
2 回目についてのつかみ	契約自由の原則・私的自治の原則 「契約」について復習する。契約が私たちの生活、社会に関わっていることに気づいてもらおう。契約を結ぶことで、お互いに権利義務が発生することを教え、私的自治の原則・契約自由の原則について説明し、理解してもらおう。

展開	
使うもの: PPT、ワークシート	
時間	契約成立後のトラブルについて
2 分	フルーフワーク 目的: 問題が起きたとしても誠意を持って相手のことを考えられるようになる。 内容: 熊本郎とイヌの間トラブル発生した。熊本郎は鬼退治に行く道中にきびだんごを落としてしまった。熊本郎は「イヌと決めた契約を守れない」と思い、イヌに突如、「契約を解消したい」と言った。熊本郎はイヌとの契約を解消できるか。 回答例) あきらめる、きびだんごを返してもらおう等...
10 分	① 双方の気持ちについて考える (解雇されたイヌの気持ち、解雇した熊本郎の気持ち) ② 権利義務の確認・解除について (イヌにはきびだんごをもらう権利・鬼退治に行く義務、熊本郎にはきびだんご渡す義務・鬼退治してもらった権利がある。したがって、一方的に解除できない)
3 分	③ 終了後、全体で理解の確認 全体で理解の確認 全体で理解の確認
5 分	決めたことを責任もってしっかり守ること、もし問題が起きたとしても、自分勝手な判断をするのじやなくて、誠意をもって相手のことを考えた行動をするのが大切だということを伝える。
5 分	
整理	

[6年1組 (南班)] ④ワークシート

GWI 回目紹介マニュアル

【交渉ら分間】使用物：ワークシート、動物一覧表

- 班内での発表者・書記を決める
- 好きな動物を選ばせ、個数を決めてもらう
- 選んだ動物と契約する
- ワークシートに書かせる

イス・サルの契約書内容を確認 (全体)

【契約書作成 6 分間】使用物：契約書

- 雇う方→桃太郎と書かせる
- 仕事内容→鬼退治に行く or 鬼を退治する
- 報酬→きびだんごの個数を書く
- いつ・どこで報酬を渡すか書く→PPTの時系列を参考にする。
(いつ・どこで渡すか：×「今すぐ」「ここで」はダメ)
- 契約内容を考えさせる
(子どもたちに自由に決めさせる・アイデアに詰まったら、回答例を参考にする)
- 何を発表するか教える。(動物名・個数・契約内容3つのうち1つ)

発表・まとめ (全体)

【共通理解】

- ★忠誠心の意味の統一：忠実で正直な心
- ★会話が事務的・筋道的・になりすぎないように / 小学生に考えさせることを意識して

() 班

おともに	契約した
行く動物	きび団子の数
サル	3 個
イヌ	4 個
	個

日 月 年

契約日

契約書

氏名 (雇う側) _____

動物の仕事内容 _____

報酬 _____

【契約内容】

① いつ・どこで報酬を渡す？ _____

② その他に決めたいこと _____

(例) 待ち合わせ場所・休憩時間 _____

怪我したらどうする・契約期間・ボーナス _____

氏名 (雇われる側) のサイン _____

【桃太郎の親友たち】

イヌ
 技：穴掘り、吠える
 鼻が良い、誠実
 忠誠心：◎



サル
 技：笑わせる、催眠術
 頭がいい、負けず嫌い
 忠誠心：◎



【新しい仲間】

1. **ライオン**
 技：威嚇、こわいおどろ
 百獣の王、跑きっぱい
 忠誠心：◎



2. **ワニ**
 技：噛み砕く、どろかけ
 あごの方は2000⁺、気分屋
 忠誠心：○



3. **サイ**
 技：突進、角ドリル
 角の威力はピカイチ、自己中心的
 忠誠心：△



4. **クマ**
 技：切り裂く、乱れひっかけ
 狩りのプロ、餌付けに手こずる
 忠誠心：△



2 回目 GW ワークシート

2 回目 GW 介入マニュアル

① 動物と桃太郎はそれぞれどのような気持ちになったか。
 動物の気持ち 桃太郎の気持ち

② 動物の権利はどのような内容か。

③ 桃太郎が動物を一方的にやめさせることで、桃太郎に何か困ることはあるか。

④ 桃太郎は、このような状況で、動物と契約をやめることができるのか、どちらかに○をつけてください。
 理由 できる
できない

⑤ 桃太郎が動物に取るべき行動はどのようなものか。

GW の流れです。★→の内容に導くように介入してください。
 選んだ動物の背景ペーパーを各班で見確認する。
 班での意見を出すか、個人で考えてもらうのかは各班の自由。

- ①双方の気持ち
- ・この背景を知って動物ならどんな気持ちになるか
 - ・桃太郎の気持ち
 - ・動物は悪くないのに辞めさせられるのか
 (他のものをあげたらいいと案が出た→それは考え方だから一旦置いておく→促す。)
- ★ゴールは、お互いが困ってしまうということに導く
 ワークシートに記入
 権利義務の確認と解約の影響について
- ②1 時間目の契約は、どのような仕事内容になっていたか、契約書を見て確認。
- ・動物の権利を確認する
 →きびだんごをもらう

- ③桃太郎が動物を一方的に辞めさせることで、桃太郎に何か困ることはあるか。
 → (一緒に鬼退治に行ってくれた動物が減るから鬼を倒すのに困る)
- ④桃太郎は、このような状況で、動物と契約をやめることができるのか。
 動物の家族はどうなる?
 → 「できる」、「できない」
 時間がなければ、各自で考えてもらう。
 ワークシートに記入
 終了後に 4 班が 1 つずつ発表②、③、④。各質問ごとに、他の答えを書いた班はいるか確認する。

- ⑤桃太郎がとるべき行動
- ・謝る。相手のことを考えて行動する必要がある。
 - ・桃太郎は、代わりのきびだんごを用意する、違う同等のものをあげる。
- ワークシートに記入終了後、5～8 班発表

〔6年2組（長澤班）〕①授業案

★ 1 時間目 授業案★		長澤班
年齢	小学6年生	
時間	45分	
目的	約束を守る大切さを学んでもらう	
必要なもの	パワーポイント、指し棒、ストップウォッチ、ワークシート	

導入	
使うもの：パワーポイント、ワークシート	
時間	4分
授業計画	1. 挨拶【井上】 自己紹介 (1) 授業目的の説明 私的自治・契約自由の原則を通じて、約束を守ることの大切さを学ぶ授業であることを説明する (2) 授業の説明 今日行う授業について説明する (3) 授業の説明
時間	6分
授業計画	2. 法ゲーム【井上】 「法」という漢字が入る用語をグループ内で考えてもらう。
時間	3分
授業計画	3. 約束について【長澤】 (1) 約束をしたことはあるか (2) 約束を破ったことはあるか

展開	
使うもの：パワーポイント、ワークシート	
時間	3分
授業計画	1. 物語紹介【動画】 物々ある村に、動物が話す能力のあるハリーという男が住んでいました。ハリーは住民とも野菜をお裾分けするほど仲が良く、平和に過ごしていました。しかし、ある日突然、村にたくさんのカラスがやってきて、畑の野菜を食べ荒らしました。困った住民は、ハリーのもとへやってきて… 住民「ハリーさん！村が大変です！助けてください！！」 ハリー「どうしたのですか！！」 住民「村の畑がカラスに荒らされています。追い払っても何度も何度もやってきて、このままでは村の野菜がなくなってしまうです。」 ハリー「それは困りましたね…」 住民「ハリーさんの能力でカラスをこの村から出ていくよう説得してくれたらお礼として村の宝石をお渡しするので助けてもらえないでしょうか」 ハリー「わかりました。僕に任せてください。」 こうして、ハリーと住民はカラスを駆除してくれれば宝石を渡す約束をしました。次の日、ハリーはカラスにこの村から出て行ってもらうよう説得しました。それからカラスは村へやってくることはありませんでした。 ハリー「カラスを駆除してから2日経ったけど、住民たち宝石をくれないな…」 ハリーは住民の家を訪ねましたが、誰もいないようです
時間	14分
授業計画	2. グループワーク①【吉田(国)・後藤】 【問題1】(全体で考える) あなたはハリーです。ご褒美を貰えなかったあなたはどんな気持ちですか。 回答例：怒る、悲しい、なんでも？どうして？ 【問題2】(各組で考える) ハリーは～な気持ちですね。この後のハリーの行動を考えましょう。 回答例：村に仕返しに行く こんな村にはいたくないから離れる(泣き寝入り) カラスを連れ戻して困らせてやる 2度と住民と関わりたくない、仲良くしない 住民を追い出す

整理	
使うもの：パワーポイント、ワークシート	
時間	15分
授業計画	1. グループワーク①発表+まとめ【吉田(国)・後藤】

★ 2 時間目授業案★		長澤班
年齢	小学6年生	
時間	45 分	
目的	約束を守る大切さを学んでもらう	
必要なもの	パワーポイント、ワークシート、ストップウォッチ	

導入	
使うもの：パワーポイント	
時間	4 分
授業計画	1. 1 時間目の復習 ・約束を守ることはなせ大切なのかを確認する

展開	
使うもの：パワーポイント、ワークシート	
時間	10 分
授業計画	1. 民法から考える約束の大切さ【吉田(穂)・近藤】 ・私的自治の原則 ・契約自由の原則
3 分	2. 物語の続き【動画】 住民が宝石を渡さなかったのは理由がありました。住民はハリーの寮に向かう途中で渡った橋の上から宝石を落としてしまい、宝石が川に流されてしまったのです。
1 2 分	3. グループワーク②【吉田(匡)・後藤】 【設問】 「住民がハリーに宝石を渡さなかったのは、川に落としてしまったからだったので、先ほどまではハリーになりきって考えてもらいましたが、ここからはハリーと住民それぞれの立場から、仲直りするためにはどのような行動をすれば良いか考えてみましょう。」 回答例：一緒に探す、宝石に代わるものかげる、謝る
5 分	4. グループワーク③発表+まとめ【吉田(匡)・後藤】

整理	
使うもの：パワーポイント、アンケート	
時間	5 分
授業計画	1. まとめ【小林】 ・授業のまとめ ・将来に向けて
6 分	2. アンケート記入、回収 (1) 約束・契約をすることで発生する効果について (2) 約束・契約を守ることの大切さの理解度 (3) これから約束をするうえで大切だと思うこと (4) 授業の感想

[6年2組 (長澤班)] ④ワークシート

<p style="text-align: center;">ワークシート</p> <p style="text-align: center;">6年__組__班 名前_____</p> <p>【1時間目】グループワーク1</p> <p>あなた（ハリー）は次にどのような行動をしますか。 みんなで考えた気持ちの中から、ひとつ選んで、その気持ちから連想する行動を考えましょう。</p> <p>(例) お母さんから1000円もらいました。 気持ち 行動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">うれしい!☺</td> <td style="padding: 5px;">本屋さんに行って漫画買う。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">このように記入をしてください。</p> <p>気持ち 行動</p> <p>★班のメンバーの意見をメモしよう。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	うれしい!☺	本屋さんに行って漫画買う。	<p>【2時間目】グループワーク2</p> <p>ハリーと住民が仲直りするためには、それぞれのどのような行動をすればよいと思いますか。</p> <p>ハリー</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>住民</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
うれしい!☺	本屋さんに行って漫画買う。		

